

## 第5章 環境を守り育てる人としくみ づくり・ネットワークづくり

### 第1節 環境学習の推進

#### 1 現状と課題

県民一人ひとりが、環境や環境問題に対する豊かな感受性と関心を育て、さらに、環境問題の現状やその原因について単に知識として知っているということだけではなく、実際の行動に結びつけていく能力、すなわち、問題を発見し、問題の根本原因を把握し、解決のための方法を見出し、必要な技能を身につけ、多くの人と協力して問題を解決する力を育むことが大切です。

そのためには、環境学習が果たす役割は重要です。

本県では、全国的にも早く4年3月に「千葉県環境学習基本方針」を定めて、県民が自主的に生涯にわたって学習活動を実践していくことを目標に、指導者の育成など総合的な取組を進めてきました。

しかし、策定から15年が経過し、環境学習を取り巻く状況が大きく変化したことから、19年9月に新しい「千葉県環境学習基本方針」を策定したところです。

この新たな基本方針に基づき、県民、市民活動団体、事業者、教育機関、市町村、県など地域の様々な主体が、それぞれの特徴を活かしながら相互に連携・協働して、環境の保全・再生のために主体的に行動する人を育てる環境学習を推進していくことが求められています。

特に、地球温暖化防止など人類全体で取り組んでいかなければならない環境問題と私たちの日常生活や経済活動との関係について理解を進めることが必要です。

また、現在の環境問題は、資源・エネルギー、食糧、人口など様々な課題とも複雑に関連していることから、問題の背景や原因を多面的・総合的にとらえる目を養っていくことが重要です。

さらに、様々な課題を自らの問題として捉え行

動する人づくりにつなげていくためには、地域における環境保全活動を活かした環境学習を進めていかなければなりません。

#### (1) 環境学習の必要性

千葉県では、高度経済成長期以降、急激な工業化と都市化が進む中で、私たちはさまざまな環境問題を経験してきました。事業活動に起因する大気汚染や水質汚濁などの公害問題については、法律や県独自の条例・協定の規制・指導により大きく改善されました。また、自動車排ガスによる大気汚染、生活排水による身近な川や沼・海の汚濁など、都市・生活型の環境問題は、まだ、環境基準を達成できない地域も残されていますが、自動車の規制や下水道の整備等により改善されつつあります。

一方、生活様式の変化や生活が豊かになったことにより、私たちの消費生活は、拡大しましたが、その反面、ごみなどの廃棄物の増加をもたらしました。環境に対するモラルやマナーの欠如によって引き起こされる、ごみのポイ捨てなど、身近な問題も後を絶ちません。

さらには、開発にとまなう自然環境の喪失、林業の衰退による山林の荒廃、農村の高齢化等による耕作放棄地の増加、産業廃棄物の不法投棄などの問題にも直面しています。

また、私たち人間の活動によると考えられる地球の温暖化が急速に進んでいます。すでに世界各地で氷河の後退、熱波、干ばつ、洪水など異常な気象現象や生態系への影響が問題となっています。私たちの将来の世代、そして人間だけでなく、地球上の多くの生物の存続に関わるほどの危機的な状況に直面しようとしています。

私たちは、温暖化などの地球的規模の環境問題や、途上国における貧困や人口問題などとも無縁ではありません。大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、膨大な資源とエネルギーを必要としますが、それらの開発・乱用にとまなうって、世界各地で自然の消失・破壊が進み、地域社会の荒廃を招き、さらには貧困化を進めるなどの問題を引き起こしています。

しかし、このような環境問題を解決するための世界的な取組が推進され、意識や関心が高まってきました。

私たち一人ひとりの環境保全活動への取組や各主体の協働による取組を推進することにより、環境問題を解決し、持続可能な社会の創造に向かうことができます。

そのためには、子どもから大人まで誰もが、学校・家庭・地域・職場などさまざまな場で、環境問題を理解し、いのちを大切に作る心を持ち、自ら進んで環境を守るために行動できるようになることが重要です。そこで、環境学習を積極的に推進していくことが必要です。

## (2) 千葉県環境学習の取組と課題

環境学習については、4年3月に「千葉県環境学習基本方針」を定めて、県民が自主的に学習活動を実践していくことを目標に、「機会づくり、教材づくり、指導者づくり、拠点づくり」など総合的な取組を進めてきました。

特に学校教育においては、教員への環境教育研修を継続的に実施するとともに、指導資料集などを作成し、各学校の「総合的な学習の時間」を中心に、地域の特性に応じた環境教育の推進を図ってきました。

このような取組により県民の環境への関心は高まり、環境保全活動の輪が着実に広がってきてはいますが、なお一層の広がりが必要です。

国においては、15年7月に環境保全活動の重要性を踏まえ、持続可能な社会づくりの基盤となるよう「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定され、16年9月には、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が示されました。

世界においては、17年から「国連持続可能な開発のための教育の10年」(DESD)が推進されています。

地球温暖化などの環境問題の深刻化に伴い、次のような課題に取り組むことが必要になってきました。

- ・ 各主体の役割分担の明確化と連携・協働のし

くみづくり

- ・ 学校での環境学習と各主体との連携の強化
- ・ 環境学習の拠点となる関連施設間の連携の強化
- ・ 地域の環境保全活動から学ぶ環境学習の推進
- ・ 持続可能な開発のための教育 (ESD) につながるプログラムや機会の充実

## (3) 千葉県環境学習基本方針

19年9月に県民参加により、新しい千葉県環境学習基本方針を策定しました。

県ではこの方針を、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」第8条（地方自治体は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針等を作成・公表するように努める）に基づく方針として、また、「千葉県環境基本条例」第9条に基づく「千葉県環境基本計画」及び条例第18条（環境の保全に関する学習の推進）を踏まえて、環境学習の推進を図っていくうえでの基本的な考えとその方向を定めたものとして位置付けています。

### ア 基本方針がめざすもの

「持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身につけ、主体的に行動できる人づくり」

県民一人ひとりが、環境や環境問題に対する豊かな感受性と関心を育て、さらに、環境問題の現状やその原因について単に知識として知っているということだけではなく、実際の行動に結びつけていく能力、すなわち、問題を発見し、問題の根本原因を把握し、解決のための方法を見出し、必要な技能を身につけ、多くの人と協力して問題を解決する力を育むことが大切です。

### イ 環境学習推進にあたっての視点

#### (ア) みんなが連携・協働し地域社会全体で取り組む

住民、学校、NPO、地域団体、事業者、行政など地域の様々な主体が、それぞれの特徴を活かし、相互に連携・協働して、地域社会全体で環境学習に取り組むことが必要です。

#### (イ) 地球温暖化防止に取り組む

地球温暖化は、私たちの日常生活や経済活動に

伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が原因である可能性が非常に高いものであり、私たちのライフスタイルを、温室効果ガスの排出の少ないものに変えていかなければなりません。

このことを理解し、地球温暖化防止にどのように取り組んだらよいかを学び、行動することが重要です。

#### **(ウ) 生物多様性の保全に取り組む**

私たち人間は、生物の一員として他の生物との関わりの中で生きています。環境学習により、いのちのつながりを学び、生物多様性を保全し、自然と共生する持続可能な社会を築くことが大切です。

#### **(エ) 生涯にわたる学習活動として取り組む**

環境学習は、国籍、人種、障害のあるなしにかかわらず、幼児から高齢者までの幅広い年齢層を通じて継続的に行われることが必要です。

また、それぞれの成長段階に応じた目的と学習内容に重点を置いて進めることが大切です。

#### **(オ) 地域の環境保全活動から学ぶ**

環境問題を解決するためには、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから行動することが大切です。

地域で取り組んでいる環境保全活動を生かした環境学習を進めることが、一人ひとりが環境問題を身近なものとして考え、環境問題を自ら解決する人づくりにつながります。

#### **(カ) 環境問題を多面的・総合的にとらえる**

地球温暖化防止、生物多様性などの環境問題は、大気、水、自然などの環境のみならず、資源・エネルギー、経済、食糧、貧困、人口、生産と消費、戦争と平和、先進国と途上国など、様々な要素が複雑に関連しあっていることから、その背景や原因を多面的・総合的にとらえ、どのように解決したらよいかを考えることが必要です。

### **ウ 環境学習推進の施策**

各主体の取組が効果的に行われ、地域社会全体の取組へと広げていくため、それぞれの役割

や特性を生かした環境学習に取り組むとともに、お互いの立場を尊重したパートナーシップのもとで、連携・協働し、次の取組を推進・促進します。

- ・人材の育成と活用
- ・情報の提供
- ・プログラム・教材の開発
- ・拠点の連携と場の活用
- ・機会の提供
- ・調査研究
- ・県の率先取組

### **エ 推進体制**

県民、学校、事業者、行政など環境学習に取り組む各主体による連携・協働した環境学習を推進するため、各主体で構成する「ちば環境学習ネットワーク会議」(以下「ネットワーク会議」という。)を設置しました。

このネットワーク会議では、環境学習の情報収集や情報共有のシステムづくり、指導者養成、プログラム・教材づくり、場づくりなどについて検討を行い、実施計画を策定しています。

また、環境関連部局、教育庁など、環境学習に関連する行政各機関により構成する「環境学習推進連絡会議」を設置し、緊密に連携・協力し、環境学習の総合的・効果的な推進に努めます。

### **オ 財政的基盤の整備**

本県においては、地域に根ざした環境保全に関する事業を展開する資金を安定的に確保するため、平成元年度末に、「千葉県地域環境保全基金」を設置しました。環境学習を推進していく上でこの基金の収益を有効に利用していきます。

また、ふるさと千葉の自然を守るとともに、里山や沼の失われた自然を再生し、未来へ伝える活動を支援するため、14年2月に創設された「ちば環境再生基金」を活用するほか、民間の環境関連基金や資金等を積極的に活用していきます。

## 2 県の施策展開

### (1) 生涯学習としての取組

本県では、「千葉県環境学習基本方針」に基づき、世代や経験に対応して、次のような事業を展開しています。

#### ア 人材の育成と活用

##### (ア) エコマインド養成講座・指導者養成講座の開催

環境について幅広い視点を持った環境学習・環境保全活動の指導者を養成することを目的に、知識をつけるための一方的な講義形式の講座ではなく、参加体験型の講座を取り入れ、自らの体験から学んでいく参加者主体の講座を5年度から開催しています。

21年度は、次の3コースで実施し、61名の参加を得ました。

##### ○エコマインド養成講座「県民コース」

地域における環境保全活動の担い手を養成することを目的としており、必修科目を5日間、選択科目を3日間、環境保全活動の実践を3日間以上、合計11日間以上にわたる講座です。

県内で環境保全活動が実際にどのように行われているのか様々な活動について実践者からの講義や体験を通して学びました。

##### ○エコマインド養成講座「教員コース」

教員コースは、県教育委員会と共同で、千葉県総合教育センターを会場に3日間開催しました。

地球温暖化防止をテーマにして、環境教育および温暖化に関する講義や、参加体験型プログラムの体験や学習プログラムづくりを実施しました。

学校における環境学習の授業をどのように展開していったらよいのか、児童生徒の理解を深めさせたらよいかなどについて、体験等を通じて、学習指導技術の向上を目指しています。

##### ○エコマインド指導者養成講座

エコマインド養成講座の修了生など、環境問題を解決するためにすでに活動している方が更なるステップアップを目指し、実践的な活動の指導方法や環境学習プログラムづくり等につい

て学習することより、各地域の指導者としての考え方と技能を身につける講座です。受講生が他の受講生の前に立ち、実際に指導し、それに対してお互いに評価することにより、お互いの指導力を高め合うことも実施しました。

##### (イ) 環境学習アドバイザーの派遣

市町村・住民団体等が実施する環境に関する学習会・講座などに、講師として環境学習アドバイザーを派遣する制度です。講師への謝礼は県が負担します。

アドバイザーの分野は、地球環境、自然・動植物環境、大気・水環境、ゴミ・リサイクル、環境学習全般に分かれています。

21年度は、アドバイザー19名で98回の派遣を行い、受講生は、4,174名となりました。

##### (ウ) スキルアップ講座

自然観察分野の指導者を対象に、その指導技能を高める講座を行いました。水辺の観察は、ふなばし三番瀬海浜公園、谷津干潟自然観察センターを、野山の観察は、千葉県立中央博物館、千葉市泉自然公園をフィールドとして、それぞれ2日ずつ実施し、延べ41名の参加を得ました。

(ア) エコマインド養成講座・指導者養成講座と(ウ) スキルアップ講座は、財団法人自治総合センターの平成21年度宝くじイベント共催事業として実施しました。

## イ 情報の提供

県民が環境学習に関する情報をいつでも、どこでもインターネットを通じて入手できるよう、情報の収集・提供を行いました。

この情報提供は、教育庁の生涯学習情報提供システム(通称「ちばりすネット」)により行っています。

今後も随時、情報収集やデータ整備を行い、内容を拡充していきます。

## ウ プログラム・教材の開発

「環境問題や環境にやさしい暮らしの方法を説明した、わかりやすい教材の整備」を目標に、

教材づくりを進めています。これまで、環境学習ガイドブック、環境学習用ビデオライブラリー、貸出用環境学習キット、小学校5年生向け環境学習用副読本「環境とわたしたち」、小学生向け環境保全活動支援地図「エネルギーと暮らし」を作成しました。また、家族のみんなで楽しくCO<sub>2</sub>削減に取り組んでもらうための小学生用「ちばCO<sub>2</sub>CO<sub>2</sub>ダイエット夏休み学習帳」や一般県民用「チャレンジシート」を作成しました。

さらに、地球温暖化防止と生物多様性保全の環境学習用DVD、中学生を対象とした「ちば・ふるさとの学び」テキストを作成し、配布しました。

21年度は、環境問題を身近なものとして考え、自ら解決する人づくりを目的として、環境学習に関する専門的な知識とノウハウを持った団体を公募し、自然観察に関する教材の作成を委託する事業を行いました。自然に関する関心を高めるためのすごろく、県内の生物に関するカルタ、三番瀬の自然観察に使用する冊子の3つの教材を作成しました。これらは、県のホームページ上で公開しています。

## エ 拠点の連携と場の活用（環境研究センターの取組）

環境研究センターは「千葉県環境学習基本方針」に基づく環境学習拠点施設に位置づけられており、展示・図書・視聴覚コーナー等を備える学習施設を研究施設に併設しています。

環境学習施設は、環境問題に係る展示の他、各種企画展示や体験型学習、民間団体等の交流が行える施設となっています。

環境研究センターでは環境学習施設を中心に、環境学習に関するニーズに合った情報の提供と、これまで培った環境に係る研究成果の還元を目標に以下の事業を行っています。

### (ア) 公開講座の開催

環境研究センターでは、県民の方々とのパートナーシップの確立を目指し、多くの県民の方々が、様々な環境に関するテーマを受講でき

るように、原則として毎月1回公開講座を開催しています。21年度は14回の開催で735名の参加を得ました。

図表 5-1-1 公開講座開催状況（21年度）

No.	開催月	テーマ
1	5月	騒音、悪臭、NOx 測定等の体験を含めたセンター施設見学会
2	6月	ふれてみよう房総の地質環境
3	7月	講演：生活の場から出てくる水の汚れについて ーコンビニは便利だけど、排水は？ー
4	8月	バスを利用した地下水等の地質環境学習
5	8月	夏休み親子リサイクル工作教室
6	9月	バスを利用した廃棄物処理関連施設の見学
7	10月	「市民による水質、水辺環境調査」 水質簡易分析実習と講義
8	10月	バスを利用した都川視察と水質・水辺環境調査
9	11月	講演：環境研究センターの研究紹介
10	12月	講演：印旛沼周辺の水環境と環境にやさしい農業（農林総合研究センターと共催）
11	1月	講演：化学物質による環境問題について
12	2月	音の体験型講座：あなたは「モスキート音」が聞こえますか？
13	3月	講演：「大地から学んだ環境のこと」ー地質汚染調査と地震動観測からー
14	3月	講演と討議：「学校と社会（市民）がつながるこれからの環境教育」

### (イ) 啓発冊子の発行

環境研究センターで行っている事業や最近の環境問題等を分かりやすく解説した「センターニュース」を年間4回発行しました。

また、児童向け冊子として、クイズ形式でゴミ問題について学べる「ゴミとリサイクル エコクイズ」を発行しました。

図表 5-1-2 センターニュース発行状況(21年度)

No.	特集記事
第12号 (7月10日発行)	コンビニエンスストアから出る水の汚れーコンビニはどんどん便利になっていくけれど？ー
第13号 (10月30日発行)	九十九里平野中部にみられる上ガス(天然ガスの地表噴出)現象
第14号 (1月15日発行)	道路沿道地域におけるナノ粒子の実態把握に関する調査ー小さな小さな粒子の話ー
第15号 (3月25日発行)	身近な温暖化対策ーフードマイレージを指標としたライフ・スタイルの見直しー

## (ウ) 企画展の開催

環境学習施設の1階にあった廃棄物関係の展示施設を撤去し、展示のためのフリースペースを19年度末に設置しました。21年度には企画展7回を開催しました。

図表 5-1-3 企画展開催状況(21年度)

期間	タイトル
4月1日～5月8日(前年度3月19日からの継続開催)	春から初夏の花の写真展
5月25日～6月30日	エコイズ新作パネル展
7月7日～9月30日	ワクワクたいけん 水の不思議 II
6月29日～10月9日	房総の川のいきものたち
11月9日～12月25日	平成21年度 研究発表ポスター展
2010年1月18日～2月12日	フツー!の消費者と農家を結ぶー現地体験ふれあい型エコマインド“食ックツアー”ーもみがら食楽部
3月1日(月)～3月26日	パートナーシップと環境保全の輪をひろげるーエコメッセ in ちばー

## (エ) 環境学習施設の利用

環境学習施設において環境に関する分かりやすい情報の提供を行っています。

また、希望に応じて環境学習や施設見学を受け入れています。21年度においては、小学校2、中学校2、子ども団体1、大学2、市民団体6、行政1、企業1、その他1(381人)を受け入れました。

## (オ) 環境情報の提供

環境関連の書籍やビデオ、環境白書等の市町村情報等を収集、整備し、希望により貸出を行っています。

21年度末の蔵書数は1,908冊、貸出用ビデオ117本となっています。

## (カ) 一般公開

環境月間、科学技術週間の関連行事として、公開講座及び環境研究センターの研究施設の一般公開を行いました。

## (キ) ホームページによる情報の提供

「大気汚染による植物被害」、「空気と水の汚れを調べよう」など環境学習に関する情報を環

境研究センターホームページにおいて提供しています。

## (ク) 講師等の派遣

より多くの啓発機会を提供するため、各種機関が実施する多数の研修会、講習会等へ講師として職員を派遣しています。

また、小中学校への出前授業も行っています。

図表 5-1-4 環境研究センター啓発関係総括(21年度)

項目	実績数
センター来館者数	1,098名
公開講座参加者数	735名
受入研修生	国内13名・海外23名
センターホームページアクセス数	28,316回
蔵書数	1,908冊
ビデオ数(貸出用)	81タイトル・117本
パネル(貸出用)	49種類49枚

## オ 機会の提供

### (ア) 県民環境講座の開催

環境や環境問題の現状について理解を深めてもらい、今後の自主的な活動につなげてもらうことを目的に、講演会を中心とした一般県民向けの環境学習講座を8年度から開催しています。

21年度は講座を千葉市、茂原市、船橋市、鎌ヶ谷市の協力を得て、4回開催し、401名の参加を得ました。

### (イ) 文化財探検隊

20年度、銚子、館山、大多喜において、地域の自然と文化を体験する「文化財探検隊」を実施しました。

## (2) 学校教育としての取組

千葉県各学校においては、従来から、社会科や理科を中心に、児童・生徒の発達段階に応じて、自然と人との関わりや環境を保全することの大切さなどを指導しています。

地域の清掃活動や、空き缶・空き瓶等のリサイクル活動は、学校種にかかわらず多くの学校で取り組まれています。

### ア 小・中学校での取組

14年度から、新しい学習指導要領が全面的に

実施され、全ての小・中学校で「総合的な学習の時間」が設けられました。この「総合的な学習の時間」では、小・中学校の多くで環境に関わる学習活動が展開されています。

環境問題に対する認識を深める体験的な学習を取り入れた教育活動（浄水場や清掃工場の見学、植栽活動等）を展開している学校も少なくありません。

また、中学校の選択教科（社会科、理科など）の中で環境問題を取り上げるなどの取組もみられます。

### イ 高等学校での取組

高等学校においても、各教科（公民科・理科・家庭科など）や総合的な学習の時間で、環境に関わる学習活動が展開されています。これら以外にも「環境科学」等の環境に関する学校設定科目を設定し教育課程に位置づけ、環境教育の推進を図る学校もあります（行徳高校、松戸矢切高校、沼南高校）。

## (3) パートナーシップの構築に向けて

### ア 地域に根ざした環境学習

環境問題は日々の暮らしと深いかわりがあることから、住民、学校、NPO、地域団体、事業者、行政など地域の様々な主体が、それぞれの役割や特性を生かして取り組むことが必要です。さらに、地域社会全体の取組へと広げていくためには、お互いの立場を尊重したパートナーシップのもとで、連携・協働することが必要です。

県は、関係する各主体と連携・協働し、環境学習の取組を推進しています。

21年度は、県とNPOとの協働事業として、「環境学習コーディネーター人材育成・活用検討事業」を実施しました。この事業では、環境学習をする人と指導する人を結びつけ、環境学習を推進する役割を担う「環境学習コーディネーター」として必要な資質やそれを養うための講座のあり方等について検討しました。

今後、環境学習コーディネーターが活躍されることが期待されています。

### イ こどもエコクラブへの支援

こどもエコクラブ事業では、子どもたちの将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちが、地域のなかで仲間と一緒に主体的に、地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取り組み・活動を展開することが期待されます。

千葉県\*のこどもエコクラブの登録状況は、22年3月末現在、89クラブ 2,455人であり、様々な活動を行っています。

本県では、こどもエコクラブの活動を支援するため、千葉県版情報誌「こどもエコネットちば」を発行し、関係者全員に配布しています。また、毎年、こども環境会議を開催し、各クラブの活動を紹介するとともに、クラブ間相互の交流を図っています。21年度は、2月28日に稲毛記念館で開催し、7団体の活動事例発表や環境大使の野口健さんの講演が行われました。

企業の中には、こどもエコクラブの活動を積極的に支援する動きもあり、子どもたちの環境保全活動を通じて、市民・企業・行政の連携による活動の輪の広がりも期待されます。

### ウ 市民・NPO・企業・行政の連携

本県では、「環境シンポジウム千葉会議」や「エコメッセ in ちば」（環境活動見本市）を市民、企業、行政のパートナーシップによる実行委員会形式で開催し、より良い「環境づくり」を目指しており、その概要は次のとおりです。

#### (ア) 環境シンポジウム千葉会議の開催

「環境シンポジウム千葉会議」は、市民・大学・企業・行政の連携・協力の下、環境学習と環境保全活動を推進することを目的に、7年度から開催されています。このシンポジウムの分科会から、「地球温暖化防止」や「ごみ問題」に対する市民の自主的なネットワークが生まれています。

#### (イ) エコメッセちばの開催

市民・企業・行政などが、環境問題解決のための目標と方法をともに考え、それぞれの役割

を果たし、連携して行動するとともに、県民一人ひとりが自分たちのできることから環境問題解決のための行動を起こす契機とすることを目的とした環境見本市を、8年度から開催しており、21年度は約10,000人の参加を得ました。

本県では、これからも、こうした活動を通じ

て、市民・NPO・企業・大学・行政などのパートナーシップによる環境保全活動を展開するとともに、県民一人ひとりに環境学習の環を広げ、持続可能な社会づくりに向けて、問題解決力を身につけ主体的に行動できる人づくりをめざします。

### 3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
県が主催する環境学習への参加者数	16,841人 (17年度)	25,544人 (21年度)	17,000人以上 (毎年度)

#### 《評価》

21年度は目標を達成しており、今後とも目標の達成に努める。

県が主催する環境学習への参加者数について、21年度は、体験型環境講座及びこども環境講座の事業が終了したものの、基準年比で約8,700人増加しました。

環境学習に関する事業は、その趣旨が浸透し、参加者数が増加していると考えられます。

講座等名	18年度	19年度	20年度	21年度
環境学習アドバイザー派遣事業	3,299	4,059	6,746	4,174
県民環境講座	303	213	265	401
空に親しむ啓発事業	428	365	381	300
水生生物による水質調査	533	770	600	548
手賀沼親水広場を活用した水環境学習講座	486	3,969	2,405	5,845
自然観察会	8,219	5,831	1,063	964
探鳥会	75	41	22	22
環境研究センターでの啓発事業	472	740	582	735
体験型環境講座	87	107	70	0
こども環境講座	109	55	106	0
こどもエコクラブ登録者数	3,440	3,076	3,038	2,455
エコメッセ	8,000	7,100	9,000	10,100
合計	25,451	26,326	24,278	25,544

## 第2節 環境に配慮した自主的行動と協働の推進

### 1. 現況と課題

現在の環境問題は、人間のあらゆる活動がもたらす環境への負荷が自然の持つ復元能力を上回っていることから生じており、この解決のためには、県民、事業者などあらゆる主体が、日常生活や事業活動において環境への配慮を行うとともに、環境保全のための活動に取り組んでいくことが必要です。

県民を対象に行ったアンケート調査（21年12月実施）によると、環境保全のために日常生活で行っていることでは「節電」など個人に経済的メリットのあるものはよく行われていますが、実際に環境保全活動に参加した経験のある人は、回答者の21.1%に留まっており、環境問題への関心の高さにも関わらず、実際の活動への参加には、十分結びついていません。

さらに、県内各地で、様々な環境保全活動が、自治会・PTAなどの地域団体や環境保全を目的とする市民活動団体により、自発的に行われていますが、多くの団体においては、より一層の活動拡大の意欲があっても、活動資金や運営スタッフの不足などにより、なかなか実現できない状況にあります。

事業者においては、環境に関するマネジメントシステムである\*ISO14001・\*エコアクション21の認証取得や\*企業の社会的責任(CSR)として自主的に環境保全活動に取り組むことが求められているものの、コスト削減を最優先する考え方も根強く、また、消費者の理解や評価も十分とはいえない状況があり、そのような取組が事業者全体に広がっているとはいえません。

環境保全に関する取組は、それぞれが独立して行われるのではなく、各々の持つ人材や情報を交流し、協働して実施されることにより、より一層効果的なものとなることが期待されます。

このため、各主体間のネットワークづくりを進めていくことが重要です。

## 2. 県の施策展開

### (1) 環境配慮の普及と県の率先行動の推進

京都議定書の基準年（1990年）に比べ、2007年では、温室効果ガス部門別排出量のうち、民生（家庭系・事業系）部門の伸び率がそれぞれ48.6%、88.2%と大きくなっており、環境に配慮したライフスタイルやワークスタイルへの転換が求められています。

このため、環境に配慮した事業活動を推進する仕組みとなる環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）の構築を支援するとともに、県自らが率先して、事務・事業から排出される温室効果ガス排出量の削減を実行することにより、地球温暖化防止対策の推進を図っています。

#### ア 環境マネジメントシステム

##### (ア) 県の環境マネジメントシステムの構築

近年、地球規模の環境問題や都市・生活型の環境問題への対応が大きな課題となっている中で、県民や事業者が環境に配慮した行動を実践し、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを環境負荷の少ない循環型社会へ変革していくことが必要とされています。

そこで、県民や事業者に環境に配慮した自主的な取り組みを促す立場として、自ら率先してISO14001を適用した環境マネジメントシステムを構築し、13年4月からその運用を開始し、環境保全対策の計画的かつ総合的な推進及び日常活動や事業活動に伴う環境負荷のより一層の低減に努めています。

なお、14年2月には、知事部局の本庁及び出納局を登録範囲にISO14001の認証を取得し、20年1月に更新しました。

##### (イ) 県の環境マネジメントシステムの概要

###### a 策定

13年3月、「千葉県地球環境問題連絡会議（副知事を会長に、各部長で構成）」で審議を行い、知事により決定しました。

###### b 適用範囲

このシステムは、県の全ての機関（本庁及び

出先機関)が行う事務・事業を対象としています。

### c 環境方針

県の事務・事業活動に伴う環境負荷を低減して環境保全を図るため、「千葉県環境基本条例」や「千葉県環境基本計画」の基本的考え方等を踏まえ環境方針を定め、文書化して全職員へ周知するとともに、広く一般に公表しています。

環境マネジメントシステムの基本的な方針として、

- ・環境保全施策の計画的・総合的な推進
- ・日常活動における環境負荷の一層の低減
- ・事業活動における環境影響の一層の低減等を掲げています。

### d 環境目的

環境マネジメントシステムの基本的な方針として、日常活動や事業活動における環境負荷の一層の低減等を掲げ、環境方針を実現するため「電気等のエネルギーの削減」や「紙類の使用量の削減」、「廃棄物の削減」等 23 項目を設定しています。

### e 目標の設定

環境目的の具体的な達成度を評価するための指標である目標として、44 項目を設定しています。主な目標は次のとおりです。

#### (a) 日常活動における環境負荷の一層の低減

- ・電気の使用量を 12 年度に比べて、22 年度までに 5%削減する。
- ・コピー用紙及び外部に発注する印刷物の紙使用量を 13 年度に比べて、22 年度までに 25%削減する。
- ・本庁舎における一般廃棄物の発生量を 12 年度に比べて 22 年度までに 5%削減する。
- ・事務用品における環境配慮物品の調達率を 22 年度までに 100%とする。

#### (b) 事業活動における環境影響の一層の低減

- ・県公共事業のアスファルト・コンクリート塊の再資源化率を 25 年度までに 100%とする。
- ・県公共事業の建設発生土の有効利用率 90%以上とする。
- ・上水道施設から発生する汚泥のリサイクル率

を 22 年度までに 98%以上を維持する。

- ・下水道処理施設から発生する汚泥のリサイクル・減量化率を 85%以上とする。
- ・延床面積が一万 m<sup>2</sup>以上の大規模施設を管理運営委託する場合には、「環境に配慮した管理運営計画」を委託者に提出させる。

### f 実施体制の確立

本システムの着実な運営を図るため、環境管理責任者（環境生活部長）、環境活動責任者（各部局庁の長）、環境活動推進員（全所属長）を設けました。

### g 研修の実施

環境目的及び目標を実現するためには、職員一人ひとりの自覚と日常的な努力が特に重要なことから、各部局庁に環境研修責任者を、また全所属に環境研修推進員を置き、各所属において一般職員研修等を実施しました。

### h 環境監査と知事による見直し

環境監査員（県職員）による環境監査を実施して、各部局庁の運用実績を評価するとともに、知事による見直しを行い、システムの継続的な改善を図ります。

### i 運用実績の公表

運用実績は、毎年度、インターネットなどを通じて広く一般に公表します。

#### (ウ) 環境マネジメントシステムをめぐる動き

環境マネジメントシステムの国際的な標準規格である ISO14001 は 8 年に規格が発行されて以来、我が国の認証取得件数は着実に増加しており、(財)日本適合性認定協会のデータによると、22 年 3 月末現在で 20,799 件となっています。

また、県内の認証取得件数は、22 年 3 月末現在で、479 件あります。

なお、環境マネジメントシステムには、ISO 14001 の他に、環境省が策定したエコアクション 2.1（県内認証取得件数：22 年 3 月末 109 件）や、地方自治体、一般社団法人、特定非営利活動法人などが策定したもののうち、全国規模のものとしてエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードがあります。

## イ. 千葉県庁エコオフィスパラン(県自らの取組)

### (ア) 策定の趣旨

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条(20年6月13日付けの法改正により現在は第20条の3)の規定により、県自らの事務・事業による温室効果ガスの排出削減等に向けた取組を計画的に実行するための「千葉県地球温暖化防止対策実行計画」を14年8月に策定しました。この計画の期間終了(18年度)に伴い、これまでの実績を踏まえて「千葉県庁エコオフィスパラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画(第2次)～」を策定し、引き続き取組の推進に努めます。

#### (イ) 実行計画の概要

○計画の期間：18年度から22年度までの4年間

○計画の基準年度：12年度を基準年度とする

○計画の対象

- ・対象とする温室効果ガス  
①二酸化炭素、②メタン、③一酸化二窒素、④ハイドロフルオロカーボン
- ・対象とする組織・事務事業の範囲  
原則として、県の全ての機関において実施する事務・事業を対象とする。  
なお、警察業務の一部については、それらの業務の特性を考慮し、排出量算定に含めない。

○目標

- ・温室効果ガス削減の目標  
温室効果ガス排出量を12年度(二酸化炭素換算量195,254トン)に比べ、22年度までに8%削減する。
- ・項目別の削減目標

項目	目標
電気使用量	電気使用量を5%削減する。
庁舎等燃料使用量	庁舎等における都市ガス、灯油、重油等の燃料使用量を15%削減する。
公用車燃料使用量	公用車燃料(ガソリン及び軽油)の使用量を15%削減する。

○取組内容

環境マネジメントシステムに基づく取組を基

本とし、特に、低公害車の導入推進及び職員の一層の意識向上を図る。

○推進と点検・評価

環境マネジメントシステムの体制を活用し、実施及び運用、職員に対する研修、点検及び是正措置等を講じ、計画の推進を図る。

### ウ. その他の取組

上記取組の他、公共施設でのE S C O事業や新エネルギーの率先導入などを行っています。

(P31「新エネルギーの導入促進等」「県自らの率先行動の推進」参照)

## (2) 環境保全活動の推進

### ア 環境月間

昭和47年6月、スウェーデンのストックホルムで、「かけがえのない地球」をスローガンに国連人間環境会議が開かれ、人間環境を守り良くするための共通の考え方を示した「人間環境宣言」が採択され、地球環境を守るための国際機関の設置が決められました。

これを受けて我が国では環境庁の主唱により昭和48年から、6月5日からの1週間を「環境週間」に、3年からは6月を「環境月間」とし、さらに5年には環境基本法により6月5日が「環境の日」と定められました。

#### (ア) 千葉県環境月間行事の実施

県では、昭和48年から6月を「千葉県環境月間」としてしています。この啓発のため、ポスター、作文、標語の作品を募集し、21年度は、標語の優秀作品である「省エネは あなたの意識と指一つ」をテーマに各種の啓発行事を展開し、環境保全の重要性について県民の理解を求めました。

#### (イ) 環境功労者の表彰

環境保全功労者の表彰については、環境保全のために顕著な功労のあった者を環境保全功労者(千葉県環境賞)として昭和52年度から、地域環境保全に顕著な功績のあった者を地域環境功労者知事感謝状被贈呈者として昭和56年度からそれぞれ表彰していましたが、20年度に

両表彰制度の見直しを実施し、千葉県環境賞は廃止し、新たに千葉県環境功労者知事感謝状を創設しました。

この表彰は、環境美化又は環境保全に関し顕著な功績のあった者に対し授与されます。

#### イ 各主体との連携の促進

現在の環境問題の多くは、特定の活動により生じるものではなく、人間のあらゆる活動から生じる問題です。

このため、県民、関係団体、事業者、教育機関、市町村、県などあらゆる主体が、環境と人の関わりについて関心を持ち、理解を深め、立場に応じた役割分担のもとで、環境に配慮した行動を自ら考え、自ら取り組んでいくことが求められます。

既に県内各地域で、多くの県民、関係団体、事業者が、環境の保全活動に取り組んでいます。相互の連携・協働を図り、地域から環境保全活動の輪を広げていくことが必要です。

このため、県では、NPOなどの活動を支援する施策や各主体との協働事業を推進しています。

#### (ア) 環境保全活動を行うNPOへの支援

本県では、県民の視点に立ったより良い地域づくりのため、県民の自主的な課題解決の手段であるNPOの活動が活発に展開されるよう施策を進めています。

この一環として、NPOが自ら行う組織基盤強化を図る取組や、地域への浸透や連携に向けた取組など、その力量を向上する行為を奨励することで、県内NPOの自立促進と活動のさらなる発展を目指すために、「NPOパワーアップ補助金事業」を実施しました。

21年度は全体で40件の応募があり、このうち環境分野では7件の応募があり、いには野アカガエルを守る会の「小川の再生とメダカの放流」事業、市原米沢の森を考える会の「森の景観整備と歴史・文化の調査」事業など、3件に補助金を交付しました。

#### (イ) ちば環境再生基金を活用した取組

ふるさと千葉の自然の保全と再生を行うためには、各主体の連携が重要であることから、県民総参加による「ちば環境再生基金」を(財)千葉県環境財団に設置しています。

基金の事業活動の一つとして、NPOなどが実施する県内での自然環境の保全と再生等の活動を公募し、助成を実施しています(P193「自然環境の保全と再生の推進」参照)。

#### (ウ) 各主体との協働

県民、企業、関係団体、行政等が連携して、地域から環境保全活動の輪を広げていくことが重要であることから、環境シンポジウムやエコメッセを各主体からなる実行委員会形式で開催し、よりよい環境づくりを目指しています。

19年度に策定された「千葉県環境基本計画」、「生物多様性ちば県戦略」、「千葉県環境学習基本方針」においても、策定に先立って「千葉県環境づくりタウンミーティング」が開催され、白紙の段階から多くの県民の方々の参画をいただきました。

また、NPOと協働して地域の課題解決を進めるため、「ちばパートナーシップ市場」事業を実施しています。

21年度は、環境分野で「浄化槽使用者に対する水質保全に関する啓発教育の実施」事業と、「環境学習コーディネーター人材育成・活用検討事業」の2事業を、県とNPOとの協働事業として実施しました。

#### ウ 交流・情報交換の機会の提供

県民、関係団体、事業者、行政機関などの相互理解と連携・協働した環境保全活動の実施を促進するため、環境保全に取り組む多様な主体が集まるイベントを開催するなど、異なる立場の人々が交流し情報を交換できる機会を提供しています。(P183「市民・NPO・企業・行政の連携」参照)

### (3) 環境に配慮した事業活動の促進

#### ア 千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資制度

##### (ア) 概要

県では、中小企業者等が行う環境保全施設の整備に対して、必要な資金を融資するとともに、融資を受けた者の負担の軽減を図るために利子の一部を補助しています。

22年3月末現在の融資対象施設、融資条件等は図表5-2-1のとおりです。

図表 5-2-1 融資対象・融資条件等 (22年3月現在)

融資対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設整備資金               <ul style="list-style-type: none"> <li>①ばい煙処理施設 ②粉じん処理施設</li> <li>③汚水処理施設 ④地下水汚染浄化施設</li> <li>⑤騒音又は振動防止施設 ⑥地盤沈下防止施設</li> <li>⑦悪臭防除施設 ⑧化学物質汚染等防止施設</li> <li>⑨地球温暖化防止施設⑩低公害車又は低公害車用燃料等供給施設 ⑪自動車から排出される粒子状物質を低減するために有効なものと認められる自動車又は自動車の装置</li> <li>⑫工場又は事業場の敷地の境界の内側に当該境界に沿って造成され、又は敷地外に造成される緑地 ⑬廃棄物処理施設 ⑭容器包装廃棄物再商品化施設 ⑮環境管理システム認証関連施設 (ISO14001、エアアクション21)</li> <li>⑯アスベスト除去工事</li> </ul> </li> <li>・ 工場等移転資金</li> </ul>
融資条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 融資限度額               <ul style="list-style-type: none"> <li>対象経費の80%以内</li> <li>施設整備 中小企業者 5,000万円 組合 6,000万円</li> <li>工場移転 中小企業者 8,000万円 組合 8,000万円</li> </ul> </li> <li>・ 融資利率 年2.5% (21年度実行分)</li> <li>・ 利子補給率 年1.3% (融資額5,000万円 [組合6,000万円] 以下 の場合は5年以内、5,000万円を超える場合は7年以内)</li> <li>・ 融資期間 7年以内、5,000万円 (組合6,000万円) を超える場合は10年以内</li> <li>・ 償還方法 割賦償還 (1年以内の据置期間設置可。)</li> </ul>

##### (イ) 利用状況

21年度は汚水処理施設の整備等4件に対し融資を行い、融資総額は84,936千円でした (図表5-2-2)。

図表 5-2-2 中小企業環境保全施設整備資金融資利用状況

(融資額の単位: 千円)

区分		年度	汚水処理施設等	低公害車等	地球温暖化防止施設	アスベスト除去工事	計
19	融資件数	—	8	—	—	8	
	融資額	—	66,223	—	—	66,223	
20	融資件数	—	1	—	—	1	
	融資額	—	7,550	—	—	7,550	
21	融資件数	2	2	—	—	4	
	融資額	60,000	24,936	—	—	84,936	

#### イ 環境新技術推進制度 (エコ・テク・サポート制度)

##### (ア) 制度の内容

多様化する環境問題に対応し、本県に適した環境改善対策について、民間の技術を広く活用して環境問題に積極的に取り組むこととして、9年11月に民間企業と共同研究等を進める環境新技術推進制度 (エコ・テク・サポート制度) を創設しています。

対象とする環境新技術は公害防止技術、自然環境の維持回復、地球環境問題に関連する技術であって、実用化の見込みが高いもの、環境負荷が少ないもの、費用対効果が妥当なものであり、県の施策に合致し、本県に適応可能な技術としています。

対象者は民間の事業者であって、事業遂行に必要な技術面、資金面での能力を有するものを対象とし、県は、必要に応じて共同研究及び公開試験の機会の提供を行います。

##### (イ) 制度の運用

共同研究については、21年3月までに、廃棄物のガス化溶融技術、溶融スラグの石材化技術等にかかる研究など6件が実施されており、21年度には「畜産堆肥のセメント製造過程などのエネルギー利用システムの確立と実用化」を実施しました。

公開試験については、光触媒による大気浄化

新技術及び手賀沼の水質改善に関する水質浄化技術について実施されています。

### ウ 環境関連産業振興事業

今日の環境問題の克服のためには、環境への負担の少ない持続可能な経済社会を構築する必要があります。

その中で、環境関連産業は、21世紀において大きな成長が見込まれる新規成長分野で、特に雇用面や市場面での著しい成長が期待される産業です。

そこで、本県でも、環境関連産業における新事業創出の促進を図るため、東京大学・千葉大学等の県内理工系大学、企業、産業支援技術研究所・環境研究センター等の公設試験研究機関等が参加する産学官連携の「千葉県環境新技術開発事業化研究会」を設置しています。

研究会では、情報提供や意見交換に加えて、環境ビジネスと関係者との交流を図るシンポジウムの開催や、リサイクル施設見学会等の活動を行い、環境関連分野に取り組む企業を支援しています。

また、中小企業による新たなビジネスモデルの構築、市場開拓等の支援の一環として、20年度に助成制度（ちば中小企業元気づくり基金事業）を創設し、県内中小企業による環境関連分野の新技術開発等を支援しています。

### （４）環境情報の提供

県では、各主体の環境に配慮した自主的行動と協働を推進するために、ホームページ、環境白書、パンフレット等を通じて、環境に関する情報をわかりやすく提供するように努めています（P200「環境情報の提供」参照）。

## 3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標	
環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合 (アンケート調査による)	36.0% (18年度)	21.1% (21年度)	—	70%以上 (30年度)
ISO14001 またはエコアクション 21 の認証取得事業件数	487 (18年度)	588 (21年度)	650 (24年度)	1000 (30年度)

### 《評価》

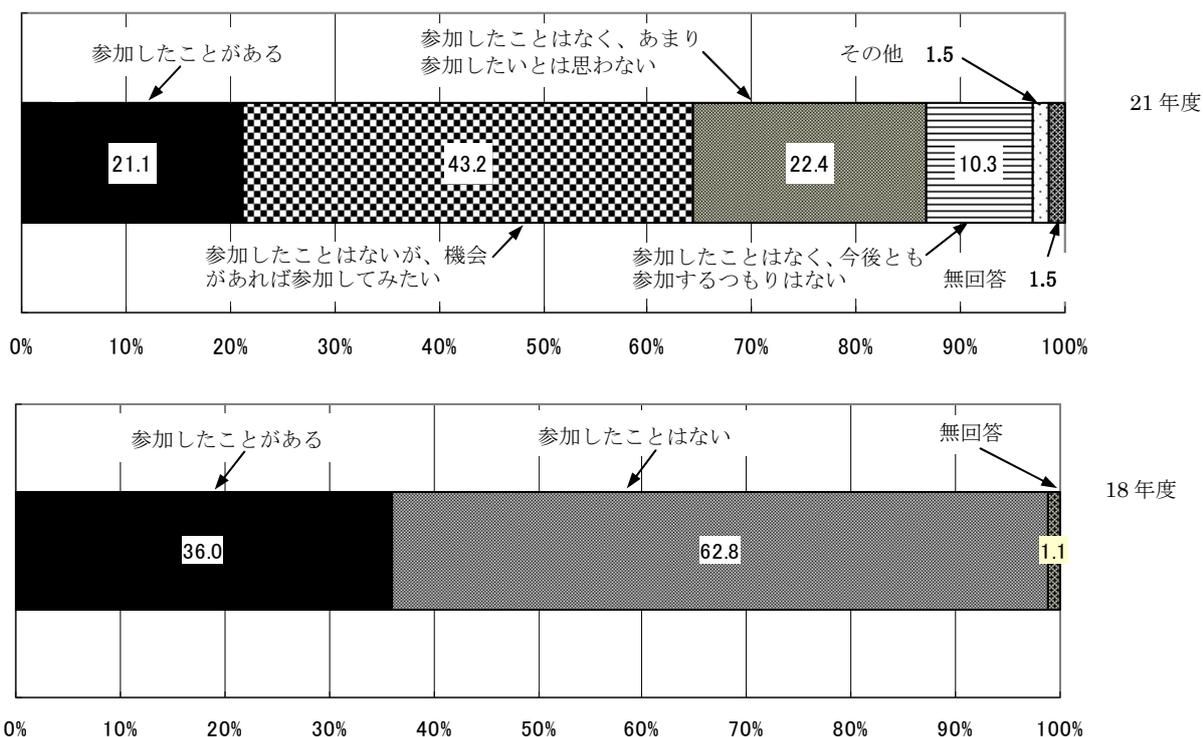
目標に向けて順調に進捗していない項目があり、目標の達成には今後の更なる施策の推進が必要である。

アンケート調査では、環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合は、平成20年度の17.3%よりは増加したものの、21.1%に止まっています。また、「参加したことはないが、機会があれば参加してみたい」と回答した県民の割合は、20年度の40.5%から、43.2%へ増加しています。

このように、環境問題への関心は高いにも関わらず、これが実際の活動への参加に十分結びついていないという現状に対して、引き続き、これらの方々の参加を促進するため、環境保全活動の機会や情報の提供を積極的に行っていきます。

また、「ISO14001」又は「エコアクション21」の認証取得事業件数は、順調に増加しており、県内事業者の環境保全に対する意識は年々高まっています。

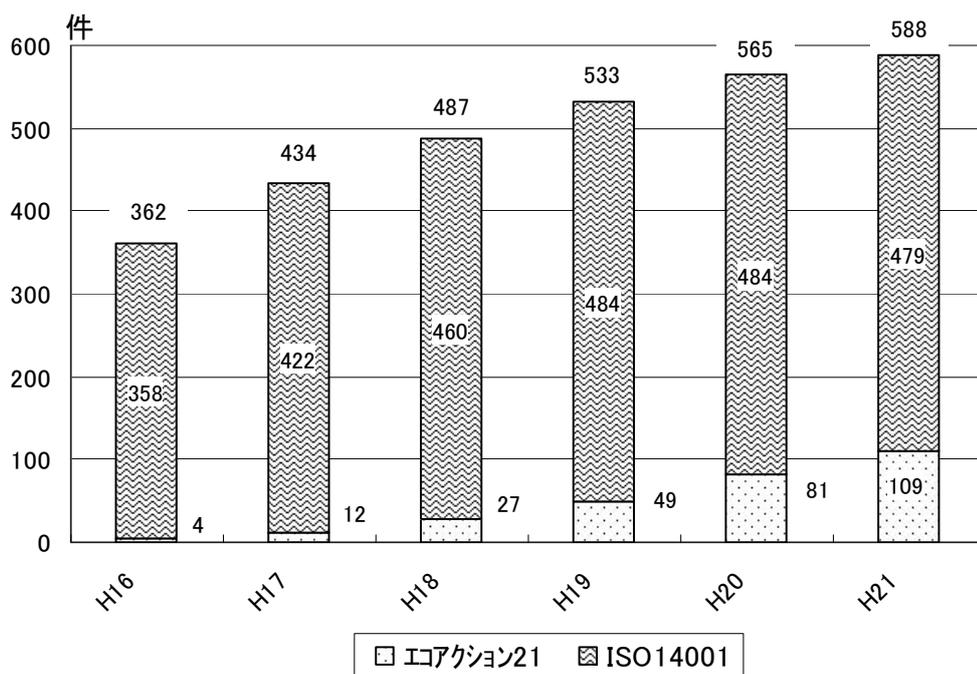
環境保全活動への参加状況アンケート結果



※ H18：環境基本計画策定基礎調査（標本数2,000 回収率34.9%）

H21：県政に関する世論調査（標本数3,000 回収率50.3%）

ISO14001 またはエコアクション 21 の認証取得事業件数



### 第3節 「ちば環境再生基金」の充実と活用

#### 1. 現況と課題

ちば環境再生基金は、「とりもどそう！ふるさとの自然」をスローガンに、千葉県民総参加による基金として14年に設置されました。

基金創設から8年、県民及び事業者の皆様の支援により、募金総額は11億円を超える基金に成長し、これまでにNPO環境活動助成事業や負の遺産対策事業などを実施してきました。

しかしながら、基金を利用した活動については、県民に必ずしも十分に認知されているとは言えず、啓発・募金活動の工夫と基金による助成事業の新たな展開が必要です。

今後も、ちば環境再生基金を、自然環境の保全・再生などへ活用するため、これまで以上に県民一人ひとりに基金を利用した活動を知ってもらい、さらには県民自身が積極的に「自然環境の保全と再生」や「資源循環型社会の形成」の活動に関わっていく仕組みを、提供していくことが重要です。

図表 5-3-1 「ちば環境再生基金」助成事業の  
年度別助成実績 (単位：千円)

事業名 年度	NPO 環境活 動助成 事業	市町村 による 戦略的 自然再 生事業	負の遺 産対策 事業	なのはな エコ プロジ ェクト	環境再 生に係 る普及 啓発等 事業	合計
14	3,504	—	—	215	—	3,719
15	4,423	—	13,179	231	—	17,833
16	2,426	9,186	16,083	421	—	28,116
17	2,209	5,177	10,471	541	—	18,398
18	3,139	6,024	0	580	—	9,743
19	1,656	8,074	0	623	—	10,353
20	1,976	2,566	0	875	—	5,417
21	3,030	2,866	13,781	1,735	4,585	25,997
計	22,363	33,715	53,514	5,221	4,585	119,576

#### 2. 施策の展開

##### (1) ちば環境再生基金の設置と運営

里山などの自然の荒廃、不法投棄などの負の遺産の解消、化石燃料の大量消費による地球温暖化と大量廃棄による廃棄物問題などへの対応を図る

ために、ふるさとの豊かな環境づくりに共に参加する思いを託せる県民総参加による基金を、財団法人千葉県環境財団に設置しています。

さらに基金を適正に運営し、基金による事業を公正かつ適切に実施するために、学識経験者、県民代表、地元経済界などで構成する「ちば環境再生推進委員会」を設置しています。

また、専門的な検討を行うために推進委員会の中に4つの部会が設置され審査、検討を行っています。

##### (2) 啓発・募金活動の推進

620万県民が総ぐるみで行う募金活動で基金を造成しています。

募金活動は、企業等への職場募金の呼びかけや、県内各地において環境への関心を高めてもらう広報啓発活動を行いながら実施しています。

21年度における募金額は、516件で、1千2百万円となっており、基金設置からの募金総額は22年3月31日現在4,430件で、11億5千9百万円となっています。なお、募金総額及び事業費については、各々30年度末までの累計目標額を30億円としています。募金額については、事業費に充当しています。(図表 5-3-2)

図表 5-3-2 年度別の募金額 (単位：千円)

年度	件数	金額
13	30	2,992
14	422	521,623
15	466	560,463
16	655	7,643
17	602	7,719
18	582	8,380
19	584	26,738
20	573	11,907
21	516	12,491
合計	4,430	1,159,956

##### (3) 資源循環型社会づくりの推進

###### ア なのはな(ヒマワリ)エコプロジェクト

資源循環型社会づくりのモデル事業として、県民の自主的な参加による「\*なのはなエコプロジェクト」を主唱し、参加団体に助成(1団体15万円を上限、5年間を限度。)を行っています。

このプロジェクトは、休耕田などに植えた菜の花などの資源作物から植物油を採り、食用油として使用した後、その廃食油を原料として石けんを作るなどの資源循環体験活動を通じて、資源循環型社会づくりなどへの理解を深めてもらうことを目的としています。

21年度は、菜の花を活用した取組を行なった4団体(助成：3団体)、ヒマワリを活用した取組を行なった23団体(助成：19団体)がそれぞれ参加し、種の収穫、搾油、環境学習活動を行いました。

#### (4) 自然環境の保全と再生の推進

##### ア 公募による事業助成

県民自らの手で貴重な自然を保全するとともに、「ふるさと千葉の環境」を再生する自発的・継続的な活動を支援するため、10人以上の団体が県内で行う「自然環境の保全、自然環境の再生、体験的環境学習、省資源・リサイクル」の活動に対して公募により助成(事業費の2分の1以内で、50万円を上限。)を行っています。21年度は10事業に対して助成しました。

##### イ 民間助成制度とのタイアップ

世界自然保護基金(WWF) ジャパンが行う

内での活動に対して、基金による再審査のうえ助成を行ってきましたが、21年度末で終了しました。これまで1事業(17年度)に対し助成を行いました。

##### ウ 市町村による戦略的自然再生事業への助成

市町村が対象地域の位置付けや保全目標を明確にして、地域の住民等と連携を図りながら計画的に実施する自然環境や田園環境の保全・再生の事業へ助成(事業費の2分の1以内で、1事業1,000万円限度、複数年可。)を行っています。21年度は3事業に対し助成しました。

#### (5) 負の遺産対策の推進

##### ア 負の遺産対策への助成

廃棄物の不法投棄などの負の遺産対策については、原因者による撤去を原則としています。

しかし、原因者が特定できない不法投棄や廃棄物処理法の規制以前に処分された廃棄物で、緊急に対策を実施しないと県民の生活環境に影響を及ぼす恐れがあるものを対象に、市町村などからの申請を受けて、基金より助成を行っており、21年度は2事業に対し助成を行いました。

### 3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
募金総額 (累計)	11億8百万円 (18年度末までの累計)	11億5千9百万円 (21年度末までの累計)	30億円 (30年度末までの累計)
助成事業費 (累計)	8千万円 (18年度末までの累計)	11千万円 (21年度末までの累計)	30億円 (30年度末までの累計)

#### 《評価》

募金・啓発活動及び各種助成事業を実施しているが、目標達成に向けては、募金・啓発活動方法のさらなる工夫と助成事業の新たな展開を図る必要がある。

募金・啓発活動や各種助成事業については、これまで着実な展開を図ってきてはいますが、目標金額とは大きな隔たりがあります。今後、基金を有効に活用していくために、より一層の工夫と新たな展開を図っていきます。

助成事業の審査を通過した団体・個人が行う県

## 第4節 県域を越えた連携と国際環境協力の促進

### 1. 現況と課題

今日の環境問題は、その要因や影響が広範囲に及ぶものが多くなっており、県の区域を越えた広域的な連携がこれまで以上に必要になっています。

また、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、地球規模の環境問題に対処するためには、国や地域を越えた国際的な協力が不可欠です。

#### (1) 県域を越えた連携

本県の経済活動や県民の暮らしは、他の都道府県と様々なかたちで結びついています。

このため、環境問題を考えるにあたって、特に社会的・経済的にも関係の強い首都圏や同じ環境問題を抱える地域などと県域を越えて連携し、広域的に協調した施策を実施していくことが求められます。

特に首都圏では、広域的な自動車公害対策として、千葉県と東京都・神奈川県・埼玉県が連携して粒子状物質の排出基準に適合しないディーゼル自動車の運行規制を15年10月から一斉に施行し、大きな成果を挙げました。

また、夏・冬のライフスタイルの実践など、八都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市）共同で地球温暖化防止のキャンペーン等を推進しています。

今後も、このような広域的な施策が効果的に展開されるよう連携を強化していくことが必要です。

#### (2) 国際環境協力

地球環境全体を保全していくためには、国際的な協調のもとで問題の解決に取り組んでいかななくてはなりません。

特に環境問題への十分な対応が困難な開発途上国等に対しては、国による技術的、経済的な支援のみでなく、地方からも、その保有する人材や知識、技術等を活用した支援を行うことが求められています。

千葉県では、環境研究センター等での海外からの研修生の受入や職員の海外派遣、県内NPOと連携した県民主体の環境保全事例の紹介等を通じて、開発途上国の環境保全活動を支援しています。

また、姉妹都市などの海外自治体との国際交流のなかでも、環境分野における交流を進めています。

さらに今後は、地球環境の保全と再生に向けて国際協力・国際交流を推進していくなかで、国や県のみでなく、市町村、関係団体、事業者など広範な主体と協働していくことが重要になっています。

### 2. 県の施策展開

#### (1) 県域を越えたネットワークによる取組の推進

##### ア 九都県市による取組

九都県市（21年度まで八都県市）では共同して広域的な課題に取り組むことを目的として、年2回程度首脳会議を開催しています。

環境に係る課題に関しては、首脳会議の下に環境問題対策委員会と廃棄物問題検討委員会を設置し、具体的な調査・検討・協議等を行っています。

環境問題対策委員会では、幹事会、大気保全専門部会、水質改善専門部会、緑化政策専門部会及び地球温暖化対策特別部会を設置し、地球温暖化防止キャンペーン（P29「国や他自治体と連携した啓発」参照）、自動車排ガス対策（P116「条例によるディーゼル自動車排出ガス対策」参照）、東京湾の水質改善や緑の保全・再生への取組等を進めてきました。

廃棄物問題検討委員会では、幹事会、減量化・再資源化部会、適正処理部会を設置し、資源循環型社会の構築を目指して、廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理に関する取組を進めてきました。

両委員会における21年度の主な取組は図表5-4-1のとおりです。

図表 5-4-1 九都県市による主な取組

主な取組		概要
環境分野における国際協力		JICA が企画する「青年研修事業」と連携し、途上国からの研修生の受け入れを実施。
ヒートアイランド対策		共同で取り組むヒートアイランド対策について検討を行うとともに、普及啓発等を実施。
地球温暖化対策	共同した事業者対策	地球温暖化対策計画書制度について、計画書制度、制度を活用した対策、温室効果ガス排出量公表について検討を実施。
	再生可能エネルギーの導入	再生可能エネルギーの効果的・効率的な導入促進や導入促進に向けた需要創出について検討を実施。
	ライフスタイルの変革を促す取組	深夜化するライフスタイルの見直しに向け、地球温暖化対策を中心に多面的な視点から効果的な対応策の検討を実施。
	エコウェーブ（地球温暖化防止一斉行動）	八都県市発のアピール行動として、地球温暖化防止に向けたリレーイベント、一斉消灯や点灯時間短縮等の率先行動を実施。
ディーゼル車対策		一都三県の条例によるディーゼル車規制を連携協力しながら取り組むとともに、啓発活動や路上・拠点検査等を実施。
流入車対策の推進		NOX・PMの対策地域内には登録できない車両を使用しない取組の促進について検討を実施。
低公害車の普及		低公害車指定制度により、低公害車の指定を行い、ホームページでの情報提供等の普及啓発を実施。
エコドライブの普及		高速道路サービスエリアでの PR 活動やエコドライブ実技講習会を開催。
東京湾水質一斉調査		148 機関・団体が参加し、海域、河川など計 749 地点で、溶存酸素量、COD、水温、塩分、流量を調査。
3R 普及促進事業		マイボトルの利用促進を図り、ごみの発生を抑制する「八都県市はマイボトル宣言」キャンペーンを実施。
容器包装発生抑制の推進		「容器包装ダイエット宣言」参加事業者の取組等について、電車広告やホームページ等により周知。
産業廃棄物路上一斉調査		産廃スクラム 29 と共同した一斉路上調査の実施。

### イ 関東地方知事会議による取組

関東地域及び近隣の 10 都県で構成される関東地方知事会議では、地域が共有する諸問題について、意見交換や調査研究が行われています。

環境問題について、21 年度は地球温暖化対策などをテーマに意見交換を行い、国に対する地域からの要望を取りまとめました。

### (2) 国際的な取組の推進

平成 21 年度は、18 カ国から 53 人の研修生を受

け入れ、施設見学や講義、意見交換等を通じ、本県の大气汚染対策、水環境教育、化学産業における環境管理技術等を紹介しました。

また、JICA 草の根技術協力事業の一環として、ベトナムへ下水道・水環境教育分野の職員を専門家として派遣しました。(図表 5-4-2)

図表 5-4-2 平成 21 年度研修生受入状況等

事業名	事業概要
青年研修事業 (都市環境管理コース)	JICA が実施する左記研修として、八都県市が受入機関となり、アフリカ仏語圏の 7 カ国 14 名の研修生を受け入れ、千葉県においては大気保全行政の講義を担当した。
ハノイ市水環境改善・理解促進事業(平成 19～21 年度の 3 カ年事業)	JICA 草の根技術協力事業の一環として、ベトナム・ハノイ市へ県職員 4 名を派遣し、下水処理施設維持管理、水環境教育に係る現状確認及び指導等を行うとともに、ハノイ下水排水公社から研修員 3 名を受け入れ、研修を実施した。
化学産業における環境管理技術コース	JICA が実施する左記研修の一環として、インド、サウジアラビア等からの研修生 5 名を受け入れ、県環境研究センターにおいて、講義・施設見学等を実施した。
環境保全のための自動車技術コース	JICA と(財)日本自動車研究所が実施する左記研修の一環として、スリランカ、ボツワナ等の行政官等 6 名の自動車排ガス測定局への視察を受け入れた。
河川流域管理計画調査(水環境管理行政コース)	JICA が実施する左記研修として、ベトナムから研修生 9 名を受け入れ、立入検査のノウハウ及び事業所排水処理事例の紹介を行った。
環境科学技術研修	JICA が実施する左記研修として、ベトナムから研修生 5 名を受け入れ、大気保全対策、不法投棄防止対策等の講義を行った。
マナウス工業団地産業廃棄物管理改善計画調査	JICA が実施する左記研修として、ブラジルから研修生 5 名を受け入れ、産業廃棄物行政についての講義を行った。
アフガニスタン国地下水調査能力向上研修	JICA が実施する左記研修として、アフガニスタンから研修生 6 名を受け入れ、関東地下水盆管理、千葉県における地下水管理事例等の紹介を行った。

### 3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
県と県外の自治体等が連携した環境の保全・再生の取組	近隣都県と連携したディーゼル自動車の運行規制や地球温暖化防止の共同キャンペーン等を実施 (18年度)	八都県市で連携し、深夜化するライフスタイルの見直しなどの地球温暖化対策、首都圏に流入する自動車の排出ガス対策の検討等を実施 (21年度)	連携した取組を拡大します (毎年度)
県が受け入れた環境分野での海外からの研修生数	8.6回 89人 (平成14～18年度の間の年平均値)	8回 53人 (21年度)	増加させます (毎年度)

#### 《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目があり、目標の達成には今後の更なる施策の推進が必要である。

今日の環境問題に対処するためには、県域を越えた連携による広域的な施策の展開が必要です。八都県市（現九都県市）では、深夜化するライフスタイルの見直しに向けた取組について、ライフスタイル・ビジネススタイルの深夜化による地球温暖化温暖化への影響調査を実施し、報告書にまとめました。また、自動車排出ガス対策の一環として、NOX・PM法の対策地域外から首都圏に流入する貨物自動車等について、同法の対策地域内に登録できない車両を使用しない取組を誘導する事業者（業界団体）向けガイドラインを取りまとめました。

海外からの研修生の受け入れ数については、20年度より、回数、受け入れ数ともに増加しているものの、基準年度より減少しているため、今後、本県の環境分での国際貢献を積極的にPRしていくことで、相手国からの研修要望を増加させていきます。